

令和3年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（栃木地域：皆川地区）

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	新町	【上流のゴミ取網の設置・田んぼダムについて】 梓川は、新町住宅街を流れ、市道 1024 号線を横断する川です。台風 19 号の際、豪雨により越水しました。上流のゴミ取網の改修を再度要望します。 また、以前、要望書を提出しました結果、田んぼダムの検討のご提案を頂きましたが、その後どのようにお話は進んでいるのでしょうか。吹上地区など他の地区では具体的に設置場所の選定まで進んでいるとお聞きしました。新町自治会の内水氾濫が発生しないように効果の得られる箇所分析・設置を希望します。	【農林整備課：TEL 21-2279】 梓川につきましては、栃木市西部地区のほ場整備事業に合わせて県営事業により整備した排水路ですが、ごみを除去するためのスクリーンなどの構造物の設置に際しては、設置後の維持管理について、土地改良区や地元の皆様に相当な負担が発生することなどから、慎重な検討が必要となりますので、現在のところ難しいと考えております。 つきましては、監視を強化し、土地改良区への注意喚起を行うことで、対応してまいります。 また、田んぼダムにつきましては、令和 2 年度から着手し巴波川上流の吹上東部地区と赤津北部地区で整備を行いました。梓川沿線の栃木市西部地区につきましても、計画的に整備を進めてまいります。 なお、設置場所につきましては、特に整備効果の高い福寿園のすぐ南から永野川排水樋門までの梓川沿線のエリアを中心に整備を進めてまいります。	【担当課：農林整備課：TEL 21-2279】 ・R3 年度に永野川流域の栃木市西部地区で田んぼダム整備約 10ha を行いました。 ・R4 年 2 月 22 日に、福寿園南において田んぼダム現地説明会を実施いたしました。R4 年 3 月より工事に着手し、3 月末に工事完了予定となります。 ・R4 年度につきましても栃木市西部地区において田んぼダムの整備を進めてまいります。（約 10ha 予定）
		【当日再質問】 新町地区は 2 年前の台風 19 号の際に 1 回目、その 1 週間後に 2 回目と、2 回床上浸水になりました。何故 2 回床上浸水になってしまったかという、水門にゴミが詰まり水が川に流れなかったからです。この短い期間に 2 回の床上浸水というのは、私たちを絶望的にするくらいにとっても辛い出来事でした。 以前にも要望を出させていただきましたが、現在も変わっていないため、ふれあいトークにも出させてもらいました。 ゴミ取網を改修してもらわないと、ゴミが詰まってしまう、何回も床上浸水になってしまう。1 回でも大変なのに、短いスパンで何回も床上浸水になるのはとても辛いので、出来るだけゴミ取網を改修して欲しい。	【産業振興部長】 上流のゴミ取網につきましては、回答にありますとおり、過去にスクリーン等を設置したところ、管理が行き届かないということで、撤去した経緯がありまして、現在では、市の方で定期的にパトロールを行い、ゴミ等を確認し撤去しているところですが、ゴミ詰まり等がみられる場合には、市の方にご連絡をいただければ責任を持って対応いたします。 また、先ほど市長からご説明がありまして、治水対策の一翼を担うということで、市では昨年、田んぼダムの整備を少しずつ始めてきておりまして、この梓川にも、土地改良区と農家さんのご協力をいただき、設置していきたいと考えており、土地改良区の方にも具体的な話をさせていただいております。 皆様のご要望に、完全に答えられるかどうかは分かりませんが、洪水対策とゴミ対策を同時並行的にやっていくのが、今のところの対応ということになりますので、ご理解いただければと思います。	
2	新町	【水門付近の整備・強制ポンプ設置の要望】 水門付近に土砂やゴミ等が蓄積しています。水門の排水溝の位置を下げていただければ逆流が防げますが、難しいことは承知していますので、川底にたまっている土砂などの撤去を強く要望します。また、強制ポンプの設置を強く切望いたします。	【農林整備課：TEL 21-2279】 水門につきましては、付近の流量等を調査し永野川の河川管理者である栃木土木事務所と協議を重ねた上で設置したもので、高さや大きさ等を変更することは難しい状況です。 また、令和元年の台風第 19 号により大きな洪水被害が発生した場所が市内に多数あり、それぞれ洪水対策を検討しておりますが、当地区につきましても、洪水対策としてどのような方法が取れるか県と協議のうえ検討しております。 また、土砂やごみ等の浚渫につきましては、現地を確認したうえで、適宜行ってまいります。 なお、永野川につきましては、現在、栃木土木事務所が事業主体となり、令和 5 年までの計画で対嶺橋から南 10.6km の河川改修を行っているところ。これにより、下流域の流れが改善し水門から上流部につきましても、流れが改善されるものと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：農林整備課：TEL 21-2279〕

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
3	城南	【市道2054号線道路拡幅工事の早期着工のお願い】 昨年に引き続き同じ要望です。 栃本市皆川城内町城南地区の生活道路は、狭く通行にも支障をきたしております。以前から、車が交差できないほど狭いために地区外から来る車が無理に進入するための接触事故や、特に狭いカーブで4tトラックが、ガードレールをこする事故等が発生しております。 災害時に、消防車や救急車も入れない危険性があり、通勤、通学路にもなっているため早期の改善をお願いします。 土地地権者にはすでに承諾をいただくことができて、市に道路の拡幅工事を申請いたしましたが、未だに工事が実現しません。特に、国勢橋より向山地区入り口までの長さ157mほどの道路が幅4mと狭いので、6mに拡幅していただきますよう、是非、早期に着工していただくようお願いいたします。	【道路河川整備課:TEL21-2401】 ご要望の箇所につきましては、平成30年2月に地元自治会から拡幅整備の要望書を受け、市の道路整備基本計画に基づき、生活道路整備路線に位置付けをしております。 生活道路に関する拡幅整備の要望は、本年4月時点で199箇所あり、昨年もご回答をさせていただきましたとおり、各地域の整備を計画的に順次進めておりますが、本路線の事業着手にはお時間をいただきたく、ご理解をお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401〕
4	東小野口	【東小野口公民館侵入道路修繕のお願い(県道栃木佐野線～公民館入り口)】 県道栃木佐野線から東小野口公民館に入る道路の舗装が剥がれ、段差や窪みがあり、自動車や農機具、二輪車の通行時に危険な状況です。特に二輪車はタイヤがはまり転倒します。 2年前の台風の時、表面のアスファルトが剥がれ、流されました。町内のごみ置き場になっており、頻繁に出入りをしていますので、早急な修繕をお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408】 現地を確認したところ、舗装の剥がれや路肩の段差がみられましたので、急ぎ対応させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408〕
5	泉川	【道路改修について】 前年度に引き続き泉川町自治会内の道路の改修をお願いします(2か所)。 1か所は、西新井から南進する道路、もう1か所は西大皆川に向かう道路です。 特に西新井地区から続く道路は、劣化が激しく上下水道工事や台風19号の影響からますます凸凹が際立ってきました。小中学生の通学路にもなっているところで、早急な改修を要望いたします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408】 市におきましては、貴自治会で要望されているような凸凹な道路が多数あり、生活道路補修要望書等により順次整備を進めているところですが、今年度整備予定箇所につきましては、確定しているため年度内での整備は難しい状況であります。 今回の要望路線も含め、自治会内の各路線の要望について取りまとめ、生活道路補修要望書の提出をして頂きますようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408〕
6	皆川地区自治会連合会	【皆川公民館入口付近の道路修繕のお願い(道路と駐車場の一部)】 皆川公民館に入る道路と駐車場の境の所が、アスファルトが剥がれ穴が開き通行に危険な状態となっています。 以前には、アスファルトが雨で流れ穴が開いたために、二輪車が穴にはまり転倒し、けがをしたことがありました。現在は、砂利を埋めていますが、すぐに砂利が出てしまい穴が開いてしまう状態です。 公民館には、日々地域の方が多く来ますので安全な通行ができるよう、修繕をお願いいたします。 【当日再質問】 皆川公民館入口付近の道路修繕のお願いです。道路の一部に穴が空き、通行に危険な状態となっています。 以前はアスファルトが雨で流れたことにより、穴にハマリ自転車転倒したこともあります。現在は砂利で埋められていますが、直ぐに砂利が出て穴が空いてしまう状態です。 公民館には日々地域の方が多く来ますので、安全な通行ができるよう修繕をお願いいたします。	【地域政策課(皆川公民館係):TEL 22-1812】 ご要望の箇所につきましては、元々アスファルト舗装の面積が少なく、車両通行によるアスファルト舗装と砂利敷きの境界部分の道路の劣化もありますので、全体的に舗装の面積を増やす必要があると考えており、今後計画的に予算を計上し、自転車やバイクなども含めた車両や、歩行者が安全に通行できるよう修繕を図っていきたいと考えております。 【地域振興部長】 公民館入口に穴が空いていて大変危険だということですので、怪我等の無いよう、早々に修繕について考えていきたいと思います。 今日明日とはいかないとは思いますが、多少お時間を頂きますこと、ご了承ください。	【担当課:地域政策課(皆川公民館係):TEL 22-1812】 ご要望の穴が開いている部分につきましては、応急的に簡易修繕いたしました。全体的な修繕につきましても、今後検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
7	皆川地区 自治会 連合会	【皆川西部山間地区土砂災害指定区域の住居建替時費用支援のお願い】 昨年も要望しましたが、上記の要望に対して、栃木市からの回答は「危険なところには住まないで、安全な場所に移動した方が良い」とのことでした。 この回答は、長く地域に住んでいる住民の思いや意思を蔑ろにしたものと思います。何百年も田畑や山林を守り生活をしている住民をどのように思っているのか伺います。移転したくてもできない現状を把握すべきです。また、引き続き検討するとの回答もありますが、どのように検討しているのか、進捗状況について伺います。 昨年提出した要望書に、皆川地区土砂災害指定地内の建物の建替えに関する内容を記載しましたので、再度内容の確認をしてください。土砂災害指定地域の住民に対して、建替時の土留め工事にかかる費用の補助を改めて要望いたします。 栃木市では、市内に移住者への補助や空き家対策などに、多額の予算を計上しています。土砂災害指定地域は、県や市が指定したのでその地域に住む住民に対して支援をすることは当然のことと思います。この要望に対し、既に3年が経過しましたが、市はどのような対応、対策を進めているのか前向きな回答をお願いいたします。	【建築住宅課:TEL21-2451】【危機管理課:TEL21-2551】 昨年回答いたしましたとおり、土砂災害指定区域等の住居建替費用支援については、国では災害危険区域等から安全な区域への移転を目的とした「がけ地近接等危険住宅移転事業」と、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修を目的とした支援制度がありますが、同じ場所での建替えに対する支援制度はありません。 国の支援制度を進めるには、まずは対象地域の調査として、移転すべきか、改修で済むのかの調査を行い、それぞれの規模と金額を積算のうえ、国、県へ支援の要望をしていくことになりますので、費用と時間を要することをご理解ください。 国においては、命を守るために安全な場所への移転の方向性を示しておりますが、市としても国の方針同様に、地域内の安全な場所への建替えを進めたいと考えております。 また、土砂災害指定区域につきましては、平成11年6月29日に広島県呉市等において、土石流と崖崩れが同時多発的に発生し、甚大な被害が発生したことを踏まえ「土砂災害防止法」が公布施行され、国民の生命、身体を保護することを目的として一定の規制を行うものであります。 近年の甚大な被害をもたらす気象状況下では、土留め工事等により、生命や財産を守ることができるとは限らないと懸念されることから、市といたしましても、土留め工事の補助については難しいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。 なお、栃木県では、平成29年度から土砂災害基礎調査を実施しており、本市においては、本年度新たな危険箇所として250箇所程度を指定する見込みであります。新型コロナウイルス感染症対策のため、説明会ではなく各地域での図書の縦覧による周知となる予定ですが、土砂災害の危険性についてご理解いただきますようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:建築住宅課:TEL21-2451〕 〔担当課:危機管理課:TEL21-2551〕
	参加者 (城南)	【当日再質問】 10m離れた所で立て直してくださいとのことだが、庭も何も無くなってしまふ。移転といっても、土地が無い人もいる。そうなると交通の便がいいところに土地を買って建替えとなり、皆川が過疎化してしまう。そこでお願いなのですが、空き家対策で市は色々と補助をしていると思うが、何らかの形で補助をしていただけないか。 いただいた回答とは裏腹になってしまふが、何らかの形で補助をしていただければ、皆川に住んでいただけたらと思っているので、よろしくお願いします。	【都市建設部長】 近年、異常気象が続いており、今までにないような大雨が降ることが続いております。先祖代々の土地ということで、これまでと同じように暮らしていきたいという考えをお持ちとは思いますが、一度土砂災害が起きてしまうと、どんなに土留めをしても、皆様の財産や命を守ることが、我々には保証できません。 国も同様の指針を示しておりまして、土砂災害については、安全な場所に移転していただくことを基本としており、土留め工事に関した市への補助等も特段無いとのことでした。 土砂災害の危険区域に指定されている方に対しましては、土留めの補助より、安全な土地への移転を示していきたいと考えております。 また、ある程度のコミュニティを維持したうえで、遠くないところへの移転を検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:建築住宅課:TEL21-2451〕

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	皆川地区 自治会 連合会	【皆川北柏倉地内産業廃棄物(土砂、残土)埋立許可申請取消し及び条例の見直しについて】 栃木市が地元説明会も行わず、北柏倉地内に産業廃棄物(土砂、残土)埋立申請の許可を出しました。このことについて北柏倉自治会はじめ皆川地区全体で埋立許可の取り消しと反対の嘆願書、要望書を出しました。 しかし、皆川地区全体が反対しているにも関わらず埋立を実行しようとしています。この行為は、地元住民(市民)を犠牲にして、産廃業者の利益優遇行為になります。なぜ、地元住民が反対をしているのに、強引に埋立を実行しようとしているのか、わかりません。 栃木市は、栃木市民憲章の2番目に「自然と伝統を大切にし、美しい環境を創ります」と表記していますが、全く反したことを行っています。この憲章をどのように理解するのか市に伺いを立てても、回答はありません。 また、埋立申請取り消しや反対の嘆願書、要望書を出しても、全く回答がありません。このような栃木市で良いのでしょうか。栃木市は、今後何も回答もせず、新たに埋立を予定している業者に許可を出すつもりでしょうか。 この件は埋立予定周辺の住民には何もメリットはありません。犠牲になるだけです。一方、埋立を行う業者は市からお金を頂き利益を得ます。市からのお金は私たちの税金です。私たちの税金を住民が犠牲になるために使われることは許せないことです。皆川地区に産業廃棄物(土砂、残土)の埋め立ては一切認めません。 栃木市が、事前に地元説明会も行わず、埋立許可を出したのは、栃木市に責任があります。この件は、一度白紙に戻し栃木市と産廃予定業者で話し合いを行い解決してください。条例を作ったのは栃木市です。栃木市が責任をもって対応するのが当然です。条例の改正と皆川地区北柏倉地内に埋立は行わない旨、回答をお願いします。	【環境課:TEL 21-2421】 本件につきましては、ご質問の内容が市の認識と異なる点がございました。 まず、今回北柏倉地内において栃木市が許可をした事業は、建設工事等により発生した土砂を搬入し堆積することについてであり、産業廃棄物を処分する行為ではありません。そのうえで次の通り回答させていただきます。 1.栃木市が地元説明会を行っていないとのご指摘については、現行の土砂条例では、「許可を受けた者はその許可の内容を周辺住民等に周知させるように努めなければならない」との規定はありますが、市の事前説明については規定されておらず、これまでの許可案件においても市が事前説明会を実施したことはございません。 2.皆川地区全体が反対されているとのことですが、4月28日北柏倉自治会での説明会の際に、反対の意がある方は見受けられましたが、自治会の総意としては賛成であったものと判断しております。 3.産廃業者の利益優遇行為であるとのこと指摘については、事業者からの申請内容を審査した結果、土砂条例の規定に適合していると判断し、市が許可をしたものであり、利益優遇行為ではございません。 4.市民憲章については、市民憲章は「自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります」とし、土砂条例は「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止」を目的としていることから、この条例を遵守することは、市民憲章に反するものではないと考えております。 5.市からの回答がされていないとのことですが、これまでに出了された嘆願書、要望書等の内容が事実と相違していると思われる部分があることから、その内容に関しての確認がされた段階で正式な回答をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 6.埋立てを行う業者が市の支払うお金により利益を得るのではとのことですが、公共事業から発生した残土等の処理に当たって、事業者は正当な事業活動に基づき利益を得るものと考えております。 7.一度白紙に戻したうえで、市と業者の話し合いを行い解決することをご要望されておりますが、市は条例の規定に基づき今回の許可を行ったものであります。土砂の埋立てにおける市の責任は、土壌の汚染及び災害の発生を防止することであり、土砂条例を遵守させることにより責任を果たしてまいります。 以上のことから、今回の許可については、適正な手続きのもとで行われたものであることをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、条例改正については、正当な経済活動までを制限することは困難であると考えますが、事業地周辺の関係者との協議に関する事など必要な改正等について検討を進めておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:環境課:TEL 21-2421】

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
		【当日再質問】 条例を読んだが、分かり辛いところがある。住民への周知と言うのが第19条にあり、第10条の許可を受けたものは、当該許可の内容を周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならないとなっているが、周辺住民と言うのがどこまでの地域の人を周辺住民と言うのか。 また、許可を受けてから住民に説明をするということになっているので、許可を出してから住民が反対となっても、この条文からすると、取り消しますよとならないと思う。地元としては、この条例をどのように受け止めればいいのか解らない部分があり、条例の中身につきまして、お教えいただきたい。 3万5千㎡埋め立てますよと言われても分からない。例えば大型搬入車で何台分ですなど。交通問題についても、県道から入って、市道の道幅が4m～6mくらいと狭い。事前に検査や調査をしたのか。 土壌検査についても5,000㎡に一回ということになりますと大型車で何台分で1回になるとか、平成22年の議会で施行となっていますが、そろそろ見直しを検討していただければと思います。	【生活環境部長】 条例では、利害関係者の例示として、周辺住民の方をあげており、土砂等の埋め立てについて影響を受ける可能性がある合理的な範囲の者というように考えられるかと思います。 具体的には、周辺住民の他、隣接地の所有者なども想定されますが、回答要旨のとおり、条例の改正を検討しておりますので、他の条例等と比較しながら、具体的な検討をしていきたいと考えております。 また、許可前の周知についてですが、今回の件では、コロナ禍ということもあり、説明が回覧で自治会に流れた。このことに地元の方が大変な不安をお持ちになったと聞き及んでおります。 そういった事情も考慮し、現在、許可の前に事業地周辺の関係者への説明会を義務付ける等の規定を盛り込む方向で条例改正を考えております。 また、現在の19条の規定ですが、周辺住民への周知については、許可を得たものが行う努力義務となっておりますので、この規定を根拠に許可を取り消すことは困難であります。 許可につきましては、13条で基準が定められており、市としてはこの基準を満たしていれば許可しなくてはなりません。 許可の取り消しについては、27条で規定しており、安全基準に適合しないような土砂の埋め立て、土砂等の搬入の届出や水質検査等に違反した場合が取消の対象となります。 条例の改正につきましては、現在検討中でありますので、ただ今頂いた意見も参考にしながら、改正の手続きを進めてまいりたいと思います。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：環境課：TEL 21-2421〕
9	皆川地区自治会連合会	【県道栃木佐野線（皆川城内町地内）拡幅工事進捗状況及び今後の計画について】 県道栃木佐野線の皆川城内町地内（正念寺～柏倉入口までの南側部分）の拡幅工事の進捗状況について、伺います。 昨年まで、工事予定区間の測量、地権者との境界確認が済んだと聞いていますが、今年度からの工事予定について伺います。地権者との交渉を進めて頂き、早急に工事が完了しますよう要望いたします。	【道路河川整備課：TEL21-2401】 県道栃木佐野線の拡幅工事につきましては、事業主体である県に次のとおり確認いたしました。 1.昨年度に測量を実施して境界確認を行い、境界が確定したところから交渉を実施し、一部について契約に至った。 2.本年度については、西側（皆川中学校側）より、用地交渉を実施しており、まとまった用地の取得及び物件の移転が完了次第、工事に着手する予定。 3.事業の早期完了に向けて、西側の進捗状況を配慮しつつ、東側（皆川城東小学校側）の工事着手についても検討すること。 本市といたしましても、事業推進のため引き続き、県と連携を図ってまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：道路河川整備課：TEL21-2401〕
10	皆川地区街づくり協議会	【「皆川城址公園」整備に向けた新たな事業の展開要望について】 本協議会も19年目を迎えますが、皆川の将来のあり方を考え活性化に繋がる取り組みを展開していくことが重要と考えます。お蔭をもちまして、「皆川城址公園」もシンボルマークとしての展望台の完成や9月期末の城址祭りや歴史部会によるPR活動、地域資源を活用した炭焼き体験・田植えや稲刈りなどのグリーンツーリズム活動、県の「とちぎの元気な森づくり県民税」事業を活用した間伐材によるベンチ作りなどの取り組みから、皆川地域のみならず多方面からのお客様がこの公園を訪れるようになりました。 アンケートの内容から、単に展望台としての眺めの良さだけでなく、皆川氏の残した功績や歴史やホラ貝城としての戦術を防備した要塞技術の見学者など多種にわたる分野に関心を示す方々が来城しています。これからは、より一層の老若男女の来城者を増やし安定的に皆川に招くことが課題と認識しています。お客様をお迎えするに当たり、NPO法人「環境を守り活力ある地域を創る会・みながわ」との連携のもと、景観に繋がる下草刈りなどを実施していますが、ボランティアとしての協力が現状であり、農地を維持するために交付される「多面的機能支払交付金」のような交付金を切に要望いたします。 また、城山に登山した際の東屋やトイレの設置、水飲み場の施設整備を要望いたします。 皆川は、一丸として栃木市発展への協力と地域おこしの原動力として協力しますこととお約束します。是非ともよろしくお願いいたします。	【公園緑地課：TEL 21-2413】 皆川城址公園の除草等の管理につきましては、「NPO 法人環境を守り活力ある地域を創る会・みながわ」に委託し、実施していただいております。皆川地区街づくり協議会におかれましても、同団体と連携して下草刈り等を実施していただいていることに感謝申し上げます。 ご要望の交付金につきましては、現在のところ活用できる制度はありませんが、既にご利用いただいているアダプト制度で、活動に必要な消耗品の現物支給を行っておりますので、引き続きご利用くださいますようお願いいたします。 施設整備につきましては、本公園が市指定の文化財であるため掘削等による現状変更が制限される等の課題があります。ご要望いただいたトイレについては、公園登り口のトイレをご利用くださいますようお願いいたします。 次に、東屋につきましては、現在2箇所設置済みとなっておりますので、そちらをご利用くださいますようお願いいたします。 なお、既存の施設整備につきましては、地域協議会の要望を受け、本年度は公園登り口のトイレの便器交換や一部園路のコンクリート舗装を実施する予定であります。	【担当課：公園緑地課：TEL21-2413】 令和3年度に、公園入口トイレの小便器、洋式便器及び個室間仕切り、手洗器等交換及び一部園路のコンクリート舗装（幅2.2～2.4m×長さ43m）を実施しました。